

## 巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図 番号	除外箇所	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
1	西区四ツ郷屋字 岩山2599番1 外3筆	農用地	法第13条第2項 該当 具体的理由：埋立砂・土置場 整備のため。	8,397㎡ (畑)	埋立砂 土置場

## 2 変更理由

## 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

西区四ツ郷屋地域の農用地においては低地が多く点在し、雨水による冠水被害の農地が多く、農家の要請によりその都度埋立砂・土を搬入し、対処してきた。その際、埋立砂は他地域より運搬してきているため、その運搬費用が農家の経営負担増加の一因となっている。

そこで、近隣に埋立砂・土用の置場（ストック場）を設けることで、冠水被害への早急な対応ができ、農家の負担軽減も見込まれる。当該地は四ツ郷屋地域内の農地に隣接し、周囲は会社用地と道路に囲まれた平地地である。また、開発業者に近く安全管理面においても良く、適切に農家対応も出来ることから適地と考え、埋立砂・土用の置場の整備を行うものである。

以上のことから、その用に供する土地を農用地区域から除外し、巻農業振興地域整備計画を変更するものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

## 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

該当なし

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H30. 11. 26	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H30. 12. 20	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H31. 1. 18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
H31. 2. 18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H31. 3. 5	巻農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）

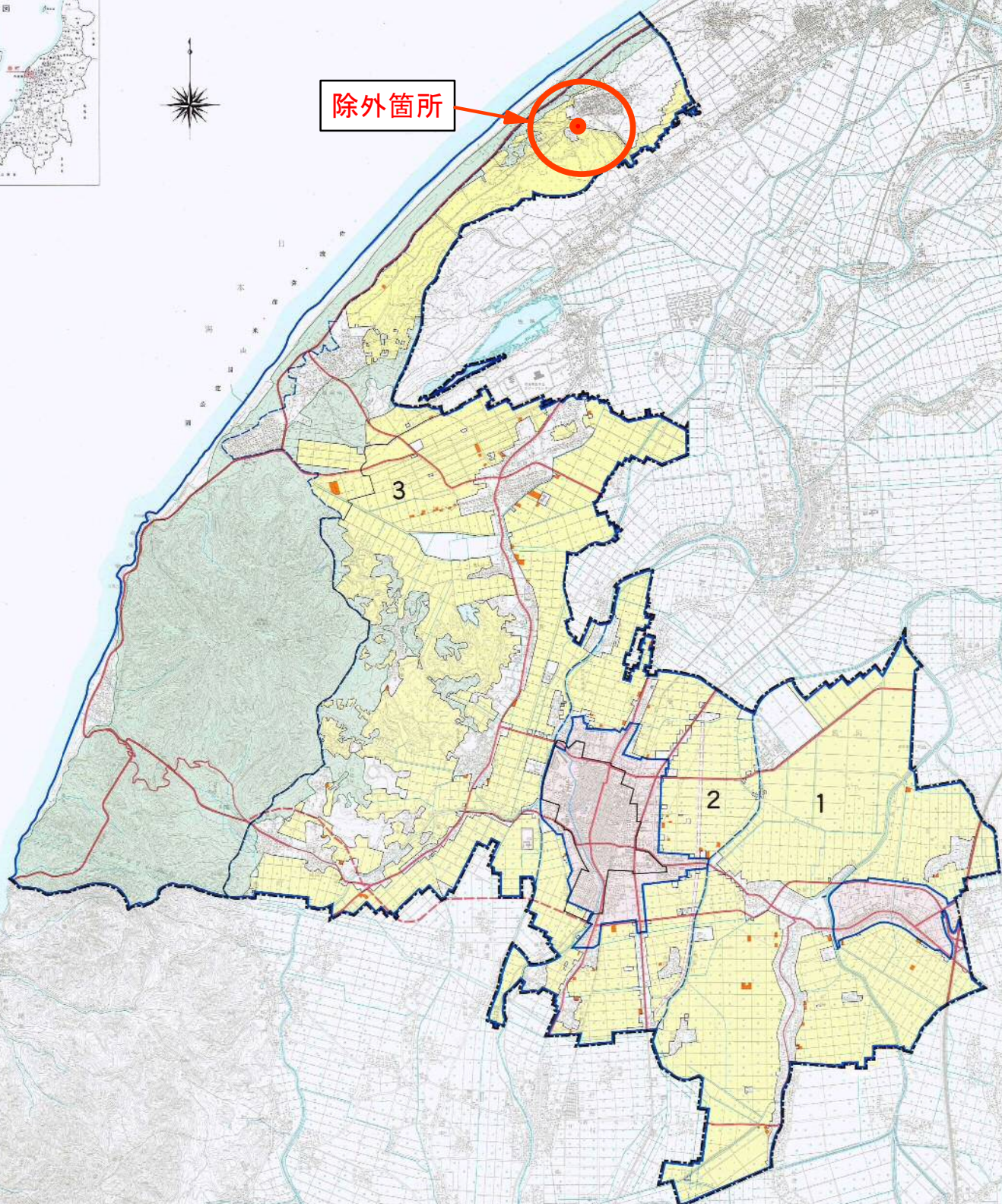
H31. 3. 11	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H31. 3. 18	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H31. 3. 29	巻農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告 (農振除外)

位置图

附图1号土地利用計画図卷町

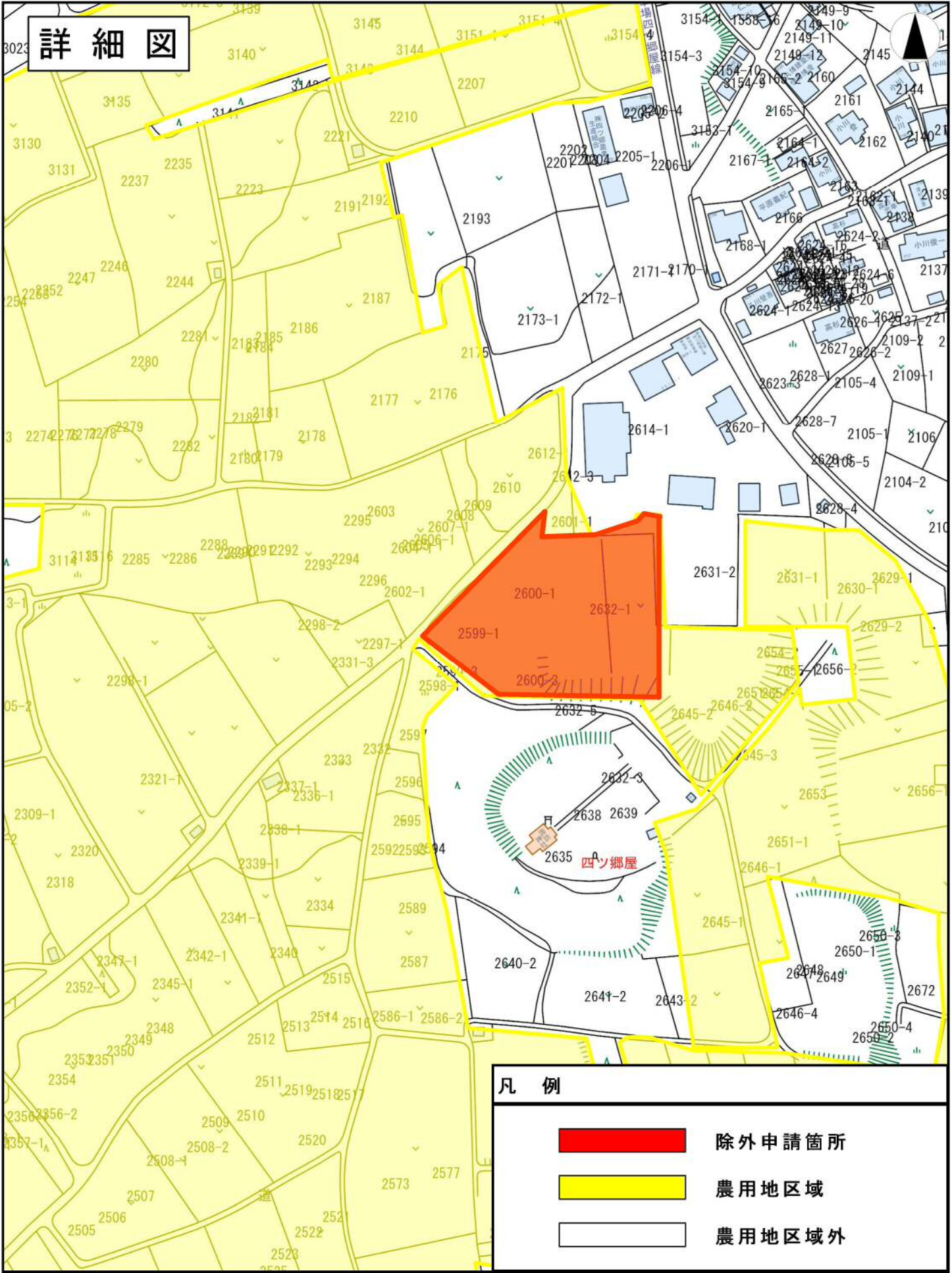


除外箇所






凡 例	
	市界村界
	農委管界地域界
	地区界
	農用地区域内
	農用地区域外
	農委用後遊用地
	山林
	都市計画区域境界
	都市計画用途地域
	D I D 地区

平成五年 月 日 巻町役場



詳細図

凡 例	
	除外申請箇所
	農用地区域
	農用地区域外

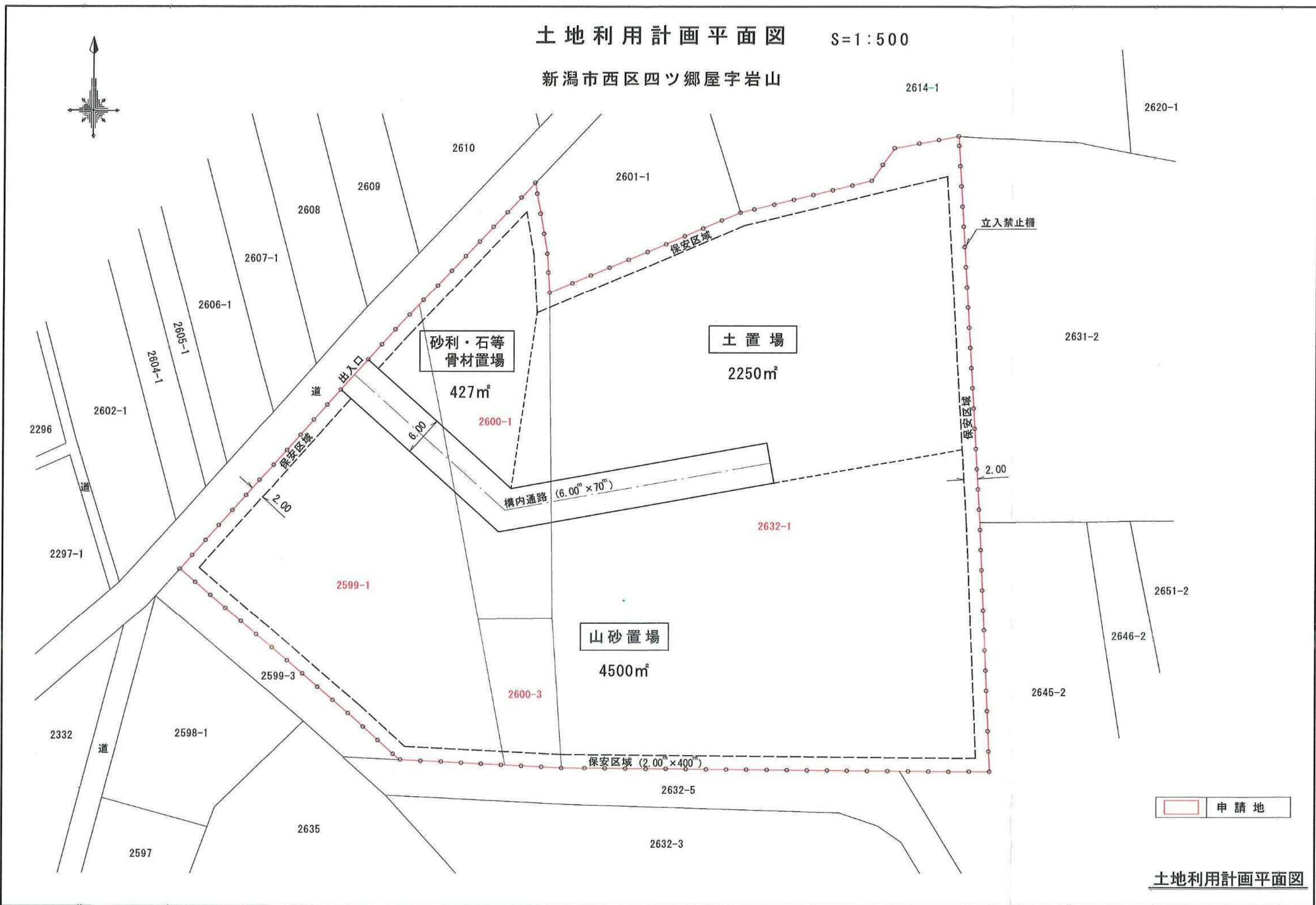
1/2500



# 土地利用計画平面図

S=1:500

新潟市西区四ツ郷屋字岩山



申請地

土地利用計画平面図